

# 届くか障害者の声

4/6, 600人の報告



報告します。

5/12 「障害者自立支援法」を  
考へるみんなのフォーラム  
「聞いてください、  
私たちのいのち」

東京田比谷に全国  
から、六千六百人  
が集結各マスコミ  
の紙面にも大きく  
取り上げられまし  
た。上記は朝日新  
聞の見出しだす。  
はぐるまからは、  
四人の職員が参加  
してきましたので、  
報告します。

5/12 「障害者自立支援法」を  
考へるみんなのフォーラム  
「聞いてください、  
私たちのいのち」

野外会場にて  
『野外音楽堂にて』

野外会場では、たくさんのぼり旗や横断  
幕に取り囲まれた中を、三千人を越す参加  
者が全国から集まりました。

午前中は、当事者の方たちの訴え、午後  
は大学教授の方たちのシンポジウムでした。  
とりわけ話題の中心は、定率負担（収益負  
担）に関してであり、「車椅子や補聴器は障  
害を持った人にとっては、足であり耳その  
ものである。当たり前のこと、何でも  
二ケーションを取ることに金を払うか？」  
「作業所でもらう工賃より多い額を負担額  
として払わなくてはならなくなる。厚労省  
の人は自分の給料より高いお金を払って仕  
事をするのか！」「自分も結婚して幸せ  
に暮りしたい。自分で稼いだお金は、彼女

のプレゼントに使いたい」など、それぞれ  
の立場で、率直な意見が出されました。  
「憲法25条ですべての国民に健康で文化  
的な必要最低限の生活を営む権利が保障さ  
れていく。食事をしたり、普通に地域に生  
きる」とは、困として保障するものであり、  
お金で買えるものではない。仮にこの法案  
が通ったとしても、違法であるとして訴え  
てもいいのではないか」などの意見で会場  
は大いに盛り上がりました。

実は、この会場の田と鼻の先に、厚生労  
働省のあるビルが建っています。この日の  
声は、当然そこでの職員にも届いていたはず  
です。何田も前から座り込んで、ハンガー  
ストライキをしている団体、のぼりを立て、  
ハンドマイクでビルの中の省庁の人々に訴  
えの団体など、怒鳴が響いていました。



No.9  
2005年5月20日  
はぐるまの会  
発行：事務局

そして、会の終わった後には、トモ行進の長い列ができていきました。

私の感想は、憤りと憤りも、むしろ虚しさのほうが強かつたように思います。弱いものを救うことのできない、しようとしない国、成果主義、利己主義を助長している国には、どんな未来があるのでしょうか。そこに希望がないのであれば、我々がその種を植えるしかありません。

関わっている全ての人が、変わろうとしている福祉制度のことを少しでも知り、力を合わせて行動を起こさねばならない感じています。

《第一回めぐるお職員・金田記》

今回の集会では、強い気持を持って、自分達が生活する住みよい国をつくれていこうとする運動の、重要さが実感できました。また本気の思いを持った人間の力強さに圧倒されました。

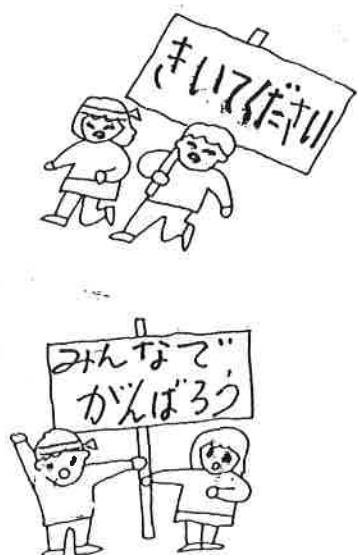
この日の集会が、新法設立において、必ずや向うかの形で、反映されるに違いない、という気持にさせられました。

私自身、この法案がはぐるまの仲間たちに、具体的にどう関係していくか、勉強しなければなりませんが、仲間たちも含め、

2005年5月12～13日

## しうがいしゃ ちいきせいかつ かくりつ もと 障害者の地域生活の確立を求める

ぜんこくだいこうどう  
全国大行動



## ヨーク聞いてきました

### 「障害者自立支援法」

日比谷公会堂で開かれた障害者自立支援法案を聽いた集会に参加しました。

この法案は、障害者の地域生活を支援することを目的とし、今国会において本格的に審議が始まっています。

障害者福祉サービスの新しい枠組みとして関心が高く、会場には全国から障害当事者やその家族、関係者などの100人が集まりました。

午前中は、身体、知的、精神の主要7団体の代表によるシンポジウム、午後は各政党議員によるシンポジウムでした。

各団体の最大の論点は、新たな利用者負担方式の導入（定率負担）についてでした。現在の負担方式は、どんなにサービスを受けた収入に応じて負担をすればよい（能力負担）ですが、今回の法案では、障害者は受けたサービスに応じて、原則一割が負担として課せられるになります。（定率

負担）まだ、本人が負担できない場合には家族にもその負担が及び扶養義務制度の創設が示されました。これが今、障害者当事者や団体等から大問題視されています。

背景には、770兆円という膨大な借金財政の中で、増え続けるサービス量を抑えたいといふ国の狙いがあります。

厚生労働省は、「必要なサービスを確保する

ためには、費用をみんなで負担し、障害者も制度を支える仕組みが欠かせない」と強調していました。

この問題に関してシンポジウムでは、「むちむち障害者が特別扱いでいいとは思っていない。きちんととした収入があれば、堂々と払いたい」「年金、工賃で月10万円前後。その上位に1割の定率負担では暮らせない。自立支援法の逆行している」「どうして導入するなり、障害者が働ける環境作りや、障害年金の引き上げなど、所得保障が大前提だ」との意見が大多数でした。

ただ、一部の団体からは、「反対ばかりで

は進まない。国の財政も逼迫している中、福祉が普遍化し、サービス利用者もどんどん増えている。多くの利用者にサービスを保障していくためには、障害者も費用を負担し、持続的に制度を維持してきながら、この法律をよりよくしてほしい」とも大切だ」と、この法案に関する前回同じ趣えいふ意見もありました。

私は、今回の法案に関しては、二つの問題点を感じました。

一つ目は一年足らずの短期間に当事者の声をほとんど反映せず、拙速に話が進められてしまつたこと。そのために大きな問題点が指摘され、反対が起っています。当たり前の話ですがもつと時間をかけて、当事者を含めて検討していく必要性を感じました。

二つ目は、国の借金財政を引き締めるため、低所得の社会的に立場の弱い障害者には受けたサービスに応じて、原則一割が定率負担制度を入れたこと。定職に就き、毎月きちんとした収入があつて定率負担で

きる人はせがりん払うべきだと思います。

ただ、年金や、工賃だけの四十万円前後の

収入しかない、大多数の低所得層の障害者

までもが、サービス費用の原則一割の定率

負担というのは、ひとつ考へてもおかしいと

感じます。また、家族の扶養義務負担も検

討せねばならないのは、それだけ、障害者

はまあまあ、サービスを使いつらくなり

ます。障害者が地域で自立する理念を掲げ

てこねばかのこの法案の大きな矛盾を感じ

ます。

今回のフォーラムで私自身、それぞれの障害によって障害者個人が求めている一一致（要望や目標）がそれぞれまったく違つてゐるということを知れたことが一番の勉強でした。

例えば、視覚障害者には自立歩行、透析の患者さんは特別食と医療費、車椅子の方は介護など、彼らが生れる上で必要不可欠なものは、それそれ違つてゐるのです。

そして、これから障害者の未来を考える上で大切なのは、個々の障害の個別性を理解した上で、障害者全体を大局的に見直していく視点なのではないかと思つました。

集会中、「一部の構成員をしめ出す社会は弱くて脆い社会である」とこの国連の勧告が引用されました。

日本は、障害者に必要な支援をしない弱くてもいい国にならないとして感じるのは得ませんでした。

## 明るい未来を切り開くために

### 名ばかりの「自立支援」法

会場となつた日比谷公会堂は、平日にもかかわらず人々で溢れていて、この法案に対する関心の高さを感じました。

会場では利用者本人や家族、各団体や施設関係者の訴えを聞き、本法案で評価できる点は、今まで他の障害と区別されていた精神障害者が、身体・知的と一元化されるところでのただ一点のみで、その他のことに関しては明らかに後退してゐるといつことを感じました。また、難病や発達障害など、いわゆる「谷間の障害」と言われている人達も対象とされていません。

そのためには団体間のつながりを積極的に持つ、個々の団体が少なからず持つていが引用されました。

日本は、障害者に必要な支援をしない弱くの障害者の未来を、明るい方向へ変えていく原動力を、作り出すことは出来ないのでないかと思いました。

問題です。所得保障のなじみの向故に用額の一割を請求する（応益負担）などの

何故応益負担なのか? まあ障害者の所得保障が先決ではないか? ところが、

将来を見越しての法案づくりが必要なのに、その為の論議が全くされていない。

今回の法案はたった四ヶ月の未公開の議論で国会に提出されたことから、あまりにも乱暴だと感じます。このままでは今年の六月にも法案化されてしまうです。

各団体での問題点に対し、受け止め方に格差はありました。はぐるまの良さ・いしさを残していくために、はぐるまの会も各団体とのより深い連携や運動、利用者本人や家族が大切な時期にきてこないように実感しました。

『はぐるま福祉士会職員 福田記』  
はぐるまの活動を支える福祉職員たちの、このような貴重な体験を是非、はぐるまのため、大きくは日本の社会福祉のために生かしていく欲しいと願います。



### 支援センターより

障害者程度区分認定試行事業が

こよいよ始まる

市町村レベルで、障害者程度区分認定試行

事業のスケジュールが出されました。

これは、障害者に『介護保険法』に順じた方法で障害区分をつけ、その区分によって、給付額やサービス量が決められています。

しかもその区分によって、軽度のグループホームの入所になるのか、重度のケアホームの入所になるのか、ふるご分けされます。

『介護保険法』以外のところ、六段階(段支援も含む)に区分われているが、『障害者自立支援法』は『介護保険法』と同じ六段階になるかは、まだ決定されていません。区分わけあることは、全国共通の調査項目(100以上)を使い、一次判定はパソコンカードはんきだされ、介護給付を希望する場合は、二次判定に持つていただきます。

十八年一月に仲間たちは区分認定されま

す。『介護保険法』も1000年四月より

試行され、同じ方法で始まったが、いろいろな問題や課題が出ていました。

今回はもうじょうつか、適切に対応できるのでしょうか。

昨年の十月厚生労働省から、『障害者福祉改革のグランダ・デザイン案』の発表があり、現在の『障害者自立支援法』に至るまで本当に短い期間で進められています。

これから厚生労働省からのスケジュール案も矢継ぎ早に出ていくでしょうから、我々も学習会や集会などに参加しながら、逐一情報を集めてお知りせしめます。

ソーラーイエバ 思い出した  
支援費制度が始まった一年前  
おびただしい制度の説明書(凄い紙代)とたびたび開かれる説明会(作業所を飛び出して駆け巡る)の嵐の中で、仲間たちの、区分認定を短時間で行いました。あれからたった一年、国の政策の中で、現場は…。  
仲間は…。

※ がんばって読んで頂きありがとうございます。  
いつも堅い内容ですみません。次回は楽しく仲間の話題など掲載します。